

在留外国人への適正な医療の給付等に関するワーキンググループ開催要項

平成 29 年 1 月 27 日
医療国際展開タスクフォース決定
平成 29 年 12 月 日
一部改正案

1. 健康・医療分野の国際展開において外国人患者の受入れ等（いわゆる「インバウンド」）の促進に関する検討を行っているところ、今般特に、在留外国人への適正な医療の給付等に関する検討を集中的に行う必要があるため、医療国際展開タスクフォース（以下「TF」という。）のもとに、在留外国人への適正な医療の給付等に関するワーキンググループ（以下「WG」という。）を開催する。
2. WGの構成員は、別紙のとおりとする。議長は、必要があると認めるときは、学識経験者その他有識者及び関係府省庁その他関係者の出席を求めることができる。
3. WGの議事は原則として非公開とする。
4. WGで合意した事項は、必要に応じてTFに報告し、TFにおいてその取扱いを検討する。
5. WGの庶務は、内閣官房健康・医療戦略室において処理する。
6. 前各項に定めるもののほか、WGの運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

(別紙)

医療国際展開タスクフォース

在留外国人への適正な医療の給付等に関するワーキンググループ構成員

議長 内閣官房 健康・医療戦略室長

構成員 法務省 入国管理局長

外務省 領事局長

厚生労働省 医政局長

厚生労働省 保険局長

経済産業省 大臣官房商務・サービス審議官

観光庁次長